

農業近代化資金保証料助成金交付事業実施要綱

〔 令和4年4月1日3経営第3147号 農林水産事務次官依命通知 〕

第1 目的

農林水産物価格の低迷、資材価格の高騰、就業者の高齢化等農林漁業をめぐる厳しい情勢の中で、国民の生命を支える農林水産物を安定供給できる体制を整え、食料自給率の向上を図るためには、経営改善等に意欲的に取り組む農業者の経営を支えることが重要である。

このため、認定農業者が借り入れる農業近代化資金について、都道府県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を受けるために必要な保証料の支払い負担を軽減するための経費について、国が助成を行うことにより、認定農業者の資金調達の円滑化を支援することを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において、「事業実施年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの間をいう。
- 2 この要綱において、「実質化された人・農地プラン」とは、農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものをいう。
- 3 この要綱において、「認定農業者等向け農業近代化資金」とは、都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は政府の利子補給に係る農業近代化資金のうち、認定農業者等（農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け経営第1747号農林水産事務次官依命通知。以下「近代化要綱」という。）第2の1の（1）のアに掲げる者をいう。以下同じ。）に対して融通されるもの（近代化要綱第2の3の（1）のカの（ア）及び（イ）に掲げる資金を除く。）をいう。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、基金協会とする。

第4 事業の内容

本事業は、1に掲げる対象者が借り入れる2に掲げる対象資金について、基金協会が債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者が負担する保証料を保証当初から全期間免除するため、基金協会に対して当該免除する保証料に相当する額を補填するための経費について、当該基金協会に対し国の予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

1 対象者

次のいずれかの要件を満たす認定農業者等であって、本事業の対象とする保証料助成による債務保証について他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けない者とし、その旨の誓約書を基金協会に提出した者とする。

- (1) 実質化された人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置付けられた者（実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。）であること。
- (2) 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。）から農用地等（同法第 2 条第 2 項に規定する農用地等をいう。）を借り受けた者であること。
- (3) 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10 年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。）であること。

2 対象資金

認定農業者等向け農業近代化資金（別表に掲げる要件を満たすものに限る。）

3 補助金の額

本事業を実施するための補助金の額については、基金協会が債務保証を引き受けた農業近代化資金の事業実施年度の各月末の保証残高の平均額に当該保証料率を乗じて得た合計額（1 円未満は切り捨てる。）とする。

4 補助金の使途

3 の規定により交付を受けた補助金は、基金協会が本事業を実施する場合において被保証者の保証料負担に相当する額を補填するための経費に充てなければならない。

第 5 事業実施計画の提出

第 4 の事業を行おうとする基金協会は、別記様式第 1 号により事業実施計画書を作成し、毎事業年度、事業開始前に当該基金協会が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道農業信用基金協会にあつては農林水産省経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあつては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出しなければならない。

第 6 事業の報告

第 4 の事業を行う基金協会は、当該事業が完了するまで毎事業年度、別記様式第 2 号により事業実績報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の 5 月 31 日までに当

該基金協会が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に提出するものとする。

第7 事業実施計画の変更

- 1 第4の事業を行う基金協会は、第5の事業実施計画の重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ、別記様式第3号による事業実施変更計画書を当該基金協会が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 前項の「重要な変更」は、第4の3の規定により交付される補助金の増又は30%を超える減を伴う事業内容の変更とする。

第8 国の助成

国は、第4の事業について、予算の範囲内において、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱（平成20年10月16日付け20経営第4071号農林水産事務次官依命通知）に定めるところにより、第4の事業の実施に必要な経費について補助金を交付するものとする。

第9 補助金の管理

- 1 基金協会は、第8の規定により交付を受けた補助金についての帳簿等を備え、収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 基金協会は、前項の収入及び支出について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第3条第4号に基づき、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、前項の帳簿等とともに当該事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。このうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第10 指導監督

地方農政局長等は、第4の事業の実施に関し当該地方農政局長等が管轄する都道府県に所在する基金協会に指導監督を行い、必要な措置を講ずることができるものとする。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式 第1号 (第5関係)

〇〇年度 農業近代化資金保証料助成金交付事業実施計画書

番 年 月 号 日

〇〇農政局長 殿
(北海道農業信用基金協会にあつては、農林水産省経営局長
 沖縄県農業信用基金協会にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事

農業近代化資金保証料助成金交付事業実施要綱第5の規定に基づき、下記のとおり事業を実施したいので提出する。

記

1. 事業の目的

2. 事業実施計画

(単位：件、円、%)

	融資機関	件数	債務保証引受(見込)額	債務保証平均残高(a)	保証料率(b)	補助金相当額(a)×(b)	備考	他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認
〇〇年度の引受								
計								
〇〇年度の引受								
計								
合計								

- (注1) 融資機関については、農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合等の別を記載すること。
- (注2) 債務保証平均残高については、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保証残高から算出した平均残高とする。
- (注3) 保証料率については、各基金協会が定める保証料率とする。なお、保証料率に区分がある場合はそれぞれの区分ごとに記載すること。
- (注4) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

3. 事業の完了予定年月日

別記様式 第2号 (第6関係)

〇〇年度 農業近代化資金保証料助成金交付事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事

農業近代化資金保証料助成金交付事業実施要綱第6の規定に基づき、下記のとおり事業を実施したので実績を報告する。

記

1. 事業の実績

(単位：件、円、%)

	融資機関	件数	債務保証 引受額	債務保証 平均残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金相 当額 (a) × (b)	備考	他事業 による 保証料 助成を 受けて いない こと等 の確認
〇〇年度 の引受								
計								
〇〇年度 の引受								
計								
合計								

- (注1) 融資機関については、農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合等の別を記載すること。
- (注2) 債務保証平均残高については、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保証残高から算出した平均残高とする。
- (注3) 保証料率については、各基金協会が定める保証料率とする。なお、保証料率に区分がある場合はそれぞれの区分ごとに記載すること。
- (注4) 軽微な変更があった場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- (注5) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

2. 事業の完了年月日

3. 添付書類

債務保証平均残高の算出根拠が確認できる資料(農業経営金融支援対策費補助金交付要綱(平成20年10月16日付け20経営第4071号農林水産事務次官依命通知)別記様式第10号(第12の1関係)の実績報告書の添付書類で確認できる場合は不要)

別記様式 第3号 (第7関係)

〇〇年度 農業近代化資金保証料助成金交付事業実施変更計画書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 { 北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長
 沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 }
)

住 所
 〇〇〇農業信用基金協会会長理事

年 月 日付け 第 号で提出のあった本事業の事業実施計画について、
 下記のとおり変更したいので、農業近代化資金保証料助成金交付事業実施要綱第7の規定に基づき提出する。

記

1. 計画変更理由

2. 変更後事業実施計画

(単位：件、円、%)

	融資機関	件数	債務保証 引受 (見込) 額	債務保証 平均残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金相 当額 (a) × (b)	備考	他事業 による 保証料 助成を 受けて いない こと等 の確認
〇〇年度 の引受								
計								
〇〇年度 の引受								
計 合計								

- (注1) 融資機関については、農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合等の別を記載すること。
 (注2) 債務保証平均残高については、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保証残高から算出した平均残高とする。
 (注3) 保証料率については、各基金協会が定める保証料率とする。なお、保証料率に区分がある場合はそれぞれの区分ごとに記載すること。
 (注4) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

3. 事業の完了予定年月日

別表

要件	補助対象期間
認定農業者等向け農業近代化資金であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	全保証期間